第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画

为一生出心电风湿目的情。以及几个人的是加口风力。如日	
1 機能の内容	ルータおよび伝送路設備を用いて、通信路の設 定および伝送を行い、イーサネットフレームを 交換する機能であり、広域イーサネットサービ スとして高速・大容量の通信を行うために利用
2 提供条件 (1) 提供交換等設備等の機種 (2) 提供交換等設備等の設置 地域又は設置予定地域 (3) 提供回線種別 (4) カバーエリア (5) 接続箇所 (6) その他の提供条件	(1) 次期ビジネスイーサワイド (以下、BEW) 用の収容ルータ、次期BEW 用の中継ルータ、次期BEW 用の関門系ルータ (2) 当社営業可能地域 (3) 中継回線 (4) 東日本エリアへ順次拡大 (5) 都道県毎に新たに設置する関門系ルータ (6) 接続約款認可申請にて別途申請 ※(2) は、現時点で地域毎の詳細需要が不明なため、今後の需要、要望を踏まえ、段階的に設置 ※(4) は、現時点で地域毎の詳細需要が不明なため、2020年12月を目途に情報webステーションにて開示 ※(5) は、現時点で想定している接続箇所であり、アンバンドル要望等を踏まえ、認可申請を実施。具体的な通信用建物名および住所については、別途、情報webステーションにて開示
3 使用する番号	なし
4 課金	なし
5 インタフェース(1) ユーザ・網インタフェース(2) 網間インタフェース(3) 保守運用インタフェース	 (1) 10GBASE-LR/SR/ER、100GBASE-LR4 (2) 10GBASE-LR/SR/ER、100GBASE-LR4 (3) なし ※(2) の仕様は現時点で想定しているインタフェースであり、アンバンドル要望等を踏まえ、認可申請を実施
6 端末の認証等に関する方	なし
式及び情報 7 第一種指定電気通信設備 の網から他の電気通信事業者 の網へ転送されるデータの実 効速度に関する情報	10Gbit/s, 100Gbit/s

8 通信プロトコルに関する 情報	Ethernet
9 利用条件の設定	当社装置との通信に必要なパラメータ (VLAN ID 等) の設定により利用可能 ※必要な設定事項については、技術的条件集の 認可申請を実施
10 機能の変更又は追加の別	機能の追加
11 関連する機能及び設備並 びに計画との関係	なし
12 自己利用、共同利用又は他 事業者利用の別	自己利用
13 費用の負担の有無及びその概算	費用負担:有 創設費の概算:1.9~15.8百万円(ルータ1台当たり) ※負担方法及びその費用負担の概算については、アンバンドル要望等を踏まえ、別途算定の上、2020年12月を目途に情報webステーションにて開示
14 13 の算定根拠となる算定 方式並びに費用項目及び各費 用項目ごとの額	アンバンドル要望等を踏まえ、別途算定の上、21 欄に記載のウェブサイトにて開示
15 工事開始予定年月日	2020年9月17日以降工事開始予定
16 工事開始前期間を短縮す る場合の工事開始予定年月日	同上
17 提供予定時期	2021 年度第一四半期以降提供開始予定
18 工事開始前期間を短縮す る場合の提供予定時期	同上
19 計画の設定又は変更年月 日	2020年6月19日
20 計画の設定又は変更理由	広域イーサネットサービスとして高速・大容量の通信を行うために計画の設定を行うものなお、サービス当初は通信局内で終端するサービスを提供し、2021年度第三四半期以降にアクセス回線を提供予定
21 電気通信事業法施行規則 第 24 条の3の規定による公	https://www.ntt-east.co.jp/info- st/netplan/netoffer/202001_index.html

表を行うウェブサイト (これ に類するものを含む。) のアド レス	
22 電気通信事業法施行規則 第 24 条の4第1項の規定に よる意見の受付を行う方法	メール周知、説明会並びに上記ウェブサイトに 意見受付概要(連絡先含む)及び様式を掲載
23 電気通信事業法施行規則 第 24 条の3ただし書の規定 により 1 から 20 までの事項 の一部を公表しない場合にあ つては、その旨及びその理由	